

第 20 期

第 29 回

総会議事録

令和8年8月 19 日

1. 開催年月日 令和8年8月19日(水)
2. 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 郡 司 兼 介
 【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

【事務局次長兼農地調整係長】 草 野 哲 也
 【農業振興・農業法人係長】 岩 谷 智恵子

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 14時42分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

鈴木 雄一

署名人

高野 和介

事務局	ただいまより、第29回総会を開催いたします。 本日は、欠席の届出はありません。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。稲の生育はかなり順調なようですが、畑や水稻の管理には充分、注意して作業にあたってくださいと思います。 本日もよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 4番 鈴木 雄一 委員 15番 高野 和介 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	議案訂正、追加議案、取り下げはありません。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。

	使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 8月5日、事務局会議室において事前審査会を行いました。 使用貸人と使用借人は義理の祖父と孫です。 使用借人の住所が会津若松市になっていますが、近い将来、阿久津町に引っ越す予定です。 農作業は祖父や本家の方々に協力を得ながら、妻と行います。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決します。 次に2番 1件について、付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。
鈴木 雄一 委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 8月8日に現地調査と聴き取り調査を行いました。 農業開始にあたり農地を探していたところ、農業相談に来られ、いくつかの農地を紹介され、今回の申請になりました。 農作業は借人と妻が行います。 ビニールハウスを建て、ハウスと畑で土壌改良をしながら

	野菜を栽培します。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 これは、わたしの報告なので議長交代いたします。
回議事録	議長交代いたしました。 佐久間委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業経営の移譲、農業開始です。 2人の関係は親子です。8月9日に現地確認しました。 使用借人と夫が農作業に従事します。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、4番 1件について許可と決します。 議長交代いたします。
議 長	次に5番から7番までの3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	5番から7番までの3件について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は6番との交換です。 受け人と妻が農作業に従事します。

	次に 6 番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は 5 番との交換です。 受け人が農作業に従事します。 次に 7 番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営継承です。 使用借人が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5 番から 7 番までの 3 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5 番から 7 番までの 3 件について許可と決します。 次に 8 番 1 件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	8 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大であり、渡し人の持ち分を妹に贈与するものです。 8 月 12 日に現地調査したところ、申請地は適正に管理されて

	いました。取得後は必ず耕作する旨、確約しております。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨確約しております。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じるおそれはありません。 また8月12日に代理人に確認したところ、申請内容に間違いはありませんでした。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決します。 次に9番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と両親が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について、 許可と決します。
	次に10番 1件について、付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	10番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営継承です。 受け人が農作業にあたります。 申請地を調査したところ、作付けされて、管理されていました。 地域の取り決めを守り、農業の利用調整、防除基準等に協力する とのことです。
	調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番 1件について、 許可と決します。
	以上で、議案第1号を終わります。

	続いて、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 １番 １件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永 静夫 委員	１番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、隣接する工場建設に伴う現場事務所、駐車場、資材置場のための一時転用です。 農地区分は第３種農地と判断しました。 ８月３日に事務局職員と合同調査及び７日に関係者に聴き取り調査を行いました。 申請地は１０年ほど前から転用の手続きをせず、駐車場として使用しており、一部に碎石があります。 今回の申請にあたり、顛末書が提出されています。 一時転用終了後は、速やかに復元することを確認しています。 また周辺は宅地に囲まれており、農地はなく、営農条件への支障はありません。 調査の結果、農地法第５条第２項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	１番 １件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２ 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第３種農地２－１－（１）－エ－（ア）－b－（a）で甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は２－１－（１）－エ－（イ）で、第３種農地の転用は許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	１番 １件について、

	許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、許可相当と決します。 なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に2番 1件について付議いたします。 鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。
鈴木 雄一 委員	2番の調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、資材置場、駐車場等のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 8月8日に事務局職員と調査を行いました。 申請地の周辺は水田に囲まれています。 借人は土木工事業を営んでおり、上下水道局から工事の発注を受け現場近くに工事をするため、資材置場等に転用します。 現在は休耕しており、草刈りをして周りにフェンスを設置します。 取水はありません。雨水は地下浸透です。 工事終了後、整地して返すそうです。 周辺地域の農業用用水・排水などに影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番の調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって

	当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可相当と決します。 なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 次に3番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	3番について、調査の結果を報告いたします。 申請の事由は農業用倉庫です。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 8月12日に現地調査を行いました。 申請地の北側と南側は道路、東西は農地で西側は使用貸人の農地です。 周辺農地への影響については切土と盛土、転圧を行い、砂利を敷くことにより、土砂の流出を防止します。 雨水は北側市道の側溝に排出し、雑排水・汚水はありません 申請地は集団農地の縁辺部にあたり、農地の分断は生じません。 また周辺農地の日照等に影響を及ぼさないように境界線より充分離して建設する計画です。 また14日に代理人に確認したところ、申請内容に間違いはありませんでした。

	調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番の調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-（ア）で2番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-（イ）-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。 4番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	4番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 8月12日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。 申請地の北・西側が使用貸人の住宅、東側は住宅、南側は道路で周辺農地への影響はありません。 使用借人は両親と同居しており、団体職員として働いていますが、今後は高齢の両親の営農を引き継ぎながら、将来の生活設計を考え住宅を建てることにしました。

	調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について、許可と決します。 次に5番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 7月31日に現地調査と聴き取り調査を行いました。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は太陽光発電設備の設置です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 申請地は10年以上、耕作しておらず、つる状の草と茅に覆われていました。 申請地の東側は県道、南と西側は杉林です。少し離れた東側に住宅が3戸ありますが、住宅の屋根より10mぐらい高い場所にあるため、反射光による障害はありません。 パネルの周囲を高さ30cmの堤防を造り、雨水の流出を防ぎ、

	自然浸透させますので周辺農地への影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カー(ア)で農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について、許可相当と決します。 なお、この件につきましては転用面積が30aを超えていますので福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおり

	お諮りいたします。 1 番 1 件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第 3 号別紙をご覧ください。 議案第 3 号は農地中間管理機構が行う農地の売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。 農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 1 番 1 件につきまして、買い受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、委員から確認をいただいております、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について原案のとおり決します。 以上で、議案第 3 号を終わります。 続いて、議案第 4 号「非農地に関する判断について」を議題といたします。 1 番から 3 番までの 3 件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	1 番から 3 番までの調査の結果を報告いたします。 まず 1 番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7 月 30 日に事務局職員と現地調査を行いました。 3 筆とも山林の様になっており、また周囲も山林になっております。

	農地に復元することは困難と思います。 次に 2 番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 申請地は母畑開発の基盤整備の時に、従前地が山の中に残された所であり、周囲の山と一体化しております。 用水や道路もなく、農地に戻すことは困難と思います。 次に 3 番ですが、所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 申請地は40年以上前から農地として利用しておらず、30年程前に用排水路改良事業に伴い、道幅を拡幅し、農耕車や軽トラックの通行のために利用され続けています。 3 件とも農地に復元することは非常に困難で農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番から 3 番までの 3 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番から 3 番までの 3 件について、 非農地と決めます。 次に 4 番 1 件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	4 番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 7 月31日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地の周辺は山林のため、誰も耕作しておらず葦と柳に覆われ道も狭くなっています。 よって、農地に復元することは困難で

	農地法第２条第１項の農地に該当しないと判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	４番 １件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、４番について、 非農地と決めます。 以上で、議案第４号を終わります。 続いて、議案第５号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。 農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。 一括方式の１番 １件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第５号別紙をご覧ください。 議案第５号は所有者、農地中間管理機構、耕作者の３者間の農地の貸借について定める農用地利用集積等促進計画案について郡山市長から意見を求められたので、お諮りするものです。 一括方式は、所有者から機構への貸付と機構から耕作者への貸付を一括して行うものです。 １番 １件について、計画の内容を調査したところ 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	１番 １件について、原案のとおり 決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、１番 １件について 原案のとおり決めます。

	次に2番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員が借受法人の代表取締役になっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	2番 1件について、計画の内容を調査したところ 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、原案のとおり 決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について 原案のとおり決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)
議 長	以上で、議案第5号を終わります。 続いて、議案第6号「令和9年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」を議題といたします。 この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で事前に検討していますので、後藤 秋夫委員長から説明を求めます。
後藤 秋夫 委員長	農業委員会等に関する法律第38条に基づき、郡山市長に提出する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の内容につきましては5月の農業相談日に、各地区のご意見を検討いただき6月16日に、その意見をもとに推進委員事前検討委員7名による検討を行い、7月23日に農地利用最適化推進委員会議で原案を作成しましたので上程いたします。 内容につきましては、事務局から説明しますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	タブレットの「令和９年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」をご覧ください。 まず表紙の次、１ページは前書きになります。 意見提出に係る主旨を記載しております。 ２ページ目をご覧ください。意見の内容になります。 今年度は、項目を４つ設定しました。 １ 農地利用の集積・集約化対策については、地域計画や基盤整備事業の推進など、記載のとおり４つの意見としました。 ２ 遊休農地の発生防止・解消対策については、地域計画との連携や本市独自の事業の検討、日本型直接支払制度の推進など記載のとおり４つの意見としました。 ３ 担い手の育成・支援対策については、地域計画に位置付けられた担い手への総合的な支援、新規就農者への資金や技術の支援の充実若手の意見を政策に反映させる仕組みづくりなど、記載のとおり６つの意見としました。 ４ 農業振興対策については、農産物の適正価格の維持、燃油・農業用資材等の価格高騰や低コスト化技術の導入推進などさまざまな課題に対する支援や国・県に対する要望について記載のとおり８つの意見としました。 以上、農地利用最適化推進委員会議で作成した原案となります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの後藤 秋夫委員長及び事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(な し)
議 長	原案のとおり承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、原案のとおり承認と決します。 以上で、議案第６号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、１番から４番までの４件について、

	農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。 続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から9番までの9件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。 続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり、1番と2番の2件について通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。 ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更にに関して、事務局から説明があります。
事務局	農業振興地域の変更にに関して、特別委員会を開催し、許可事項について、ご審議いただきたいと思います。 8月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	それでは、ただいま説明のとおり進めることにいたします。 その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第29回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第29回総会（令和8年8月19日開催）の概要

第3条 農地の移動は

10件で、田 29,190㎡ 畑 8,983㎡でした。

第5条 農地の転用は

5件で、農家住宅1件、農業用倉庫1件、太陽光発電設備1件、一時転用2件でした。